



国民健康保険だより

発行／大和郡山市保険年金課 令和2年7月15日

～令和2年度の国民健康保険税について～

【7月中旬に令和2年度国民健康保険税納税通知書を発送します。】

発送しても何らかの事情により配達できず、返送されてくる場合があります。

7月20日を過ぎても保険税の納税通知書が届かない人はご連絡ください。



国民健康保険税の算出方法

世帯内の国民健康保険加入者(0歳～75歳未満)について、1人ずつ医療給付費分・後期高齢者支援金分の所得割額・均等割額を計算し、その合計額に医療給付費分・後期高齢者支援金分の平等割額を加えた額がその世帯の保険税額となります。なお世帯内に40歳以上65歳未満の加入者がいる場合、その人の介護納付金分として所得割額・均等割額が加算されます。

※年度の途中で75歳になられる人の保険税は、月割りで計算しています。なお、75歳になられてからの保険料については、別途後期高齢者医療保険から通知されます。

令和2年度 税率表

区分	医療給付費分(すべての人)	後期高齢者支援金分(すべての人)	介護納付金分(40歳～64歳の人)
所得割額	(*所得-基礎控除33万円)×7.9%	(*所得-基礎控除33万円)×2.7%	(*所得-基礎控除33万円)×2.9%
均等割額	1人あたり27,200円	1人あたり9,200円	1人あたり16,800円
平等割額	1世帯20,000円	1世帯8,400円	—
課税限度額	61万円	19万円	16万円

*前年中の所得を基準としています。

新型コロナウイルス感染症の影響による保険税の減免について

新型コロナウイルス感染症拡大に関連して、下記にあてはまる人は国民健康保険税が減免となる場合があります。

- ・国民健康保険加入世帯の主たる生計維持者が、新型コロナウイルス感染症により死亡、又は重篤な傷病を負った場合
- ・国民健康保険加入世帯の主たる生計維持者の今年の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入の金額が、新型コロナウイルス感染症の影響により、昨年の同じ種類の収入金額に比べて10分の3以上減少することが見込まれる場合

保険税の納付が困難なときは、お早めにご相談ください。

やむを得ない事情により保険税の納付が困難な場合には、分割納付などの相談をお受けします。滞納のままにせず、お早めに担当窓口までお越しください。

～ 医療費が高額になる人へ～ 限度額適用認定証の交付申請について

限度額適用認定証を提示することにより、医療機関等の窓口ごとに支払う金額を下記の表の限度額までにおさえることができます。限度額適用認定証が必要な人はあらかじめ市役所へ申請し、交付を受けてください。

**有効期限をご確認ください。
更新が必要なときは
手続きが必要です。**

対象者 保険税を完納している国民健康保険加入者

70歳以上の人で現役並み所得者Ⅲまたは一般の区分に該当する人は限度額適用認定証は必要ありません。代わりに高齢受給者証を提示することで、限度額までにおさえることができます。

有効期限 申請月の1日～7月31日

限度額適用認定証の有効期限が令和2年7月31日までのものをお持ちの人で令和2年8月1日以降も認定証が必要な場合は、更新の手続きが必要です。

市役所の窓口で交付申請をする際は、「保険証」と「印鑑」が必要です。なお、交付申請は郵送でもできます。郵送で交付申請をする際は市のホームページから申請書を印刷するか電話にて郵送依頼をしていただき、ご記入・ご捺印の上、保険証のコピーを同封して保険年金課給付係まで郵送ください。

窓口が大変混み合いますので、郵送での交付申請にご協力下さい。



自己負担限度額（月額）

70歳未満の人		世帯単位
所得区分 (基礎控除後の総所得金額等)		
901万円を超える	ア	252,600円 + (医療費-842,000円) × 1%
600万円を超え 901万円以下	イ	167,400円 + (医療費-558,000円) × 1%
210万円を超え 600万円以下	ウ	80,100円 + (医療費-267,000円) × 1%
210万円以下	エ	57,600円
住民税 非課税世帯	オ	35,400円

70歳以上の人			
	所得区分		外来 + 入院 (世帯単位)
	住民税課税所得	外来のみ (個人単位)	
現役並み所得者	Ⅲ	690万円以上	252,600円 + (医療費-842,000円) × 1%
	Ⅱ	380万円以上	167,400円 + (医療費-558,000円) × 1%
	Ⅰ	145万円以上	80,100円 + (医療費-267,000円) × 1%
	一般		18,000円 (年間上限は144,000円)
住民税 非課税世帯	低所得者Ⅱ		24,600円
	低所得者Ⅰ		15,000円

- 入院時の食事代や差額ベッド料、保険のきかない治療費用等については対象となりません。
- 過去12ヵ月間に世帯単位の限度額を超えた月が4回以上あった場合、4回目以降は限度額が異なることがあります。

対象の医療費の月額が限度額を超えたときは、手続きにより高額療養費として支給されます。支給の可能性があるときは、受診から約3～4ヵ月後にお知らせをお送りしますので、手続きをしてください。
※70歳未満の人の場合、1つの医療機関で歯科・外来(調剤含む)・入院別に、月額21,000円を超えない医療費は高額療養費の計算対象になりません。

令和2年8月からの高齢受給者証について

70歳～74歳(昭和20年8月2日～昭和25年8月1日生)の人へ、8月からの高齢受給者証を交付します(該当の人へ、7月下旬にお送りします)。医療機関等を受診する際に保険証と一緒に提示いただくものです。保険証とあわせて保管してください。

